

議第58号

檀原市役所の位置に関する条例の一部改正について

檀原市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

檀原市役所の位置に関する条例（昭和34年檀原市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
檀原市八木町1丁目510番地	檀原市小房町11番5号

附 則

この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理由 檀原市役所の位置を変更するため、所要の改正を行うもの

議第59号

榿原市役所行政組織条例の一部改正について

榿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例

榿原市役所行政組織条例（平成8年榿原市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（内部組織の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。</p> <p>総務部</p> <p><u>企画部</u></p> <p><u>危機管理部</u></p> <p>魅力創造部</p> <p><u>市民活動部</u></p> <p>福祉部</p> <p><u>健康部</u></p>	<p>（内部組織の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。</p> <p><u>企画戦略部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>財務部</u></p> <p>魅力創造部</p> <p><u>こども・健康スポーツ部</u></p> <p>福祉部</p>

改正前	改正後
<p><u>環境づくり部</u> <u>まちづくり部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の内部組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 市議会に関すること。 (2) 例規その他文書に関すること。 <u>(3) 市の予算その他財務に関すること。</u> <u>(4) 市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p><u>(5) 総合的な情報システムの管理に関すること。</u></p>	<p><u>環境部</u></p> <p><u>都市デザイン部</u> <u>都市マネジメント部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の内部組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>企画戦略部</u></p> <p><u>(1) 秘書に関すること。</u> <u>(2) 広報に関すること。</u> <u>(3) 市の総合企画に関すること。</u> <u>(4) 総合的なデジタル戦略に関すること。</u> <u>(5) 人事及び給与に関すること。</u> <u>(6) 人権施策に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 市議会に関すること。 (2) 例規その他文書に関すること。 <u>(3) 危機管理の総括に関すること。</u> <u>(4) 総合防災及び国民保護に関すること。</u> <u>(5) 市民協働の推進、自治振興及び生活安全に関すること。</u> <u>(6) 戸籍、住民記録及び総合窓口に関すること。</u> <u>(7) 広聴に関すること。</u> <u>(8) 総合的な情報システムの管理に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(6)</u> 他部の主管に属しないこと。</p> <p>企画部</p> <p><u>(1)</u> 市の総合企画に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 広報広聴に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 秘書に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 人事及び給与に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 市有財産の総合管理及び経営に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 八木駅周辺整備に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 奈良県立医科大学を中心としたまちづくりに関すること。</p> <p><u>(8)</u> 庁舎整備に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 総合的なデジタル戦略に関すること。</p> <p>危機管理部</p> <p><u>(1)</u> 危機管理の総括に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 総合防災及び国民保護に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 工事等の入札及び検査に関すること。</p> <p>魅力創造部</p>	<p><u>(9)</u> 他部の主管に属しないこと。</p> <p>財務部</p> <p><u>(1)</u> 市の予算その他財務に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 市有財産の総合管理及び経営に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 工事等の入札及び検査に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 市税の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>魅力創造部</p> <p><u>(1)</u> 商工の振興及び移住に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>観光及び地域資源の魅力創造に関すること。</u></p> <p>(2) <u>商工の振興及び移住に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農政及び土地改良に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化及び芸術の振興に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツの振興及び企画に関すること。</u></p> <p>(6) <u>世界遺産登録に関すること。</u></p> <p>市民活動部</p> <p>(1) <u>市民協働の推進、自治振興及び生活安全に関すること。</u></p> <p>(2) <u>戸籍、住民記録及び総合窓口に関すること。</u></p> <p>(3) <u>人権施策に関すること。</u></p> <p>福祉部</p> <p>(1) 地域福祉及び生活支援に関すること。</p> <p>(2) 生活保護に関すること。</p> <p>(3) 障がい福祉に関すること。</p> <p>(4) 介護保険に関すること。</p>	<p>(2) <u>観光及び地域資源の魅力創造に関すること。</u></p> <p>(3) <u>世界遺産登録に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化財の保存及び活用に関すること。</u></p> <p>こども・健康スポーツ部</p> <p>(1) <u>保健及び健康づくりに関すること。</u></p> <p>(2) <u>医療給付及び年金に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツの振興及び企画に関すること。</u></p> <p>(4) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>就学前の教育・保育に関すること。</u></p> <p>福祉部</p> <p>(1) 地域福祉及び生活支援に関すること。</p> <p>(2) 生活保護に関すること。</p> <p>(3) 障がい福祉に関すること。</p> <p>(4) 介護保険に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(5) 地域包括支援に関すること。</p> <p><u>健康部</u></p> <p><u>(1) 保健及び健康づくりに関すること。</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険及び医療費の助成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) こども園等保育に関すること。</u></p> <p><u>環境づくり部</u></p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(2) 環境の保全に関すること。</p> <p>(3) 環境対策及び衛生に関すること。</p> <p><u>まちづくり部</u></p> <p><u>(1) 道路、橋りょう、河川等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 都市計画及び公共交通に関すること。</u></p> <p><u>(3) 住宅政策及び市営住宅に関すること。</u></p> <p><u>(4) 緑地及び景観の保全に関すること。</u></p> <p><u>(5) 建築指導に関すること。</u></p>	<p>(5) 地域包括支援に関すること。</p> <p><u>環境部</u></p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>(2) 環境の保全に関すること。</p> <p>(3) 環境対策及び衛生に関すること。</p> <p><u>都市デザイン部</u></p> <p><u>(1) 都市計画及び公共交通に関すること。</u></p> <p><u>(2) 企業立地推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) 八木駅周辺整備に関すること。</u></p> <p><u>(4) 奈良県立医科大学を中心としたまちづくりに関すること。</u></p> <p><u>(5) 緑地及び景観の保全に関すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>(6) 農政及び土地改良に関すること。</u></p> <p>都市マネジメント部</p> <p><u>(1) 道路、橋りょう、河川等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 住宅政策及び市営住宅に関すること。</u></p> <p><u>(3) 建築指導に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公共施設等の建設及び営繕に関すること。</u></p> <p><u>(5) 庁舎整備に関すること。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(檀原市建築審査会条例の一部改正)

第2条 檀原市建築審査会条例（平成2年檀原市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(関係者の出席)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を<u>聞く</u>ことができる。</p> <p>(審査会事務局)</p> <p>第6条 審査会の事務局を<u>まちづくり部</u>に置く。</p> <p>2 事務局に幹事及び書記若干名を置き、市長が任命する。</p>	<p>(関係者の出席)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を<u>聴く</u>ことができる。</p> <p>(審査会事務局)</p> <p>第6条 審査会の事務局を<u>都市マネジメント部</u>に置く。</p> <p>2 事務局に幹事及び書記若干名を置き、市長が任命する。</p>

理由 社会情勢の変化や住民サービスの多様化等の行政課題に効率的に対応するため、部の名称及び所掌する事務の見直しを行うもの

議第60号

榿原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

榿原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

榿原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年榿原市条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前	改正後
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 <u>（1）</u> 略 <u>（2）</u> 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 <u>（1）</u> <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の登録を受ける博物館の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該博物館のみに係るものを含む。）。</u> <u>（2）</u> 略 <u>（3）</u> <u>文化財の保護に関すること。</u>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行前に、この条例による改正前の各条例の規定によりなされた行為又は手続は、この条例による改正後の各条例の相当する規定によりなされた行為又は手続とみなす。

(橿原市文化財保護条例の一部改正)

第3条 橿原市文化財保護条例 (昭和49年橿原市条例第34号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(市民、所有者等の心構え)</p> <p>第3条 市民は、文化財の愛護に努めるとともに、<u>橿原市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」という。)がこの条例の規定に基づいて行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(財産権の尊重等)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(審議会の設置及び任務)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>に<u>橿原市文化財審議会</u> (以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、審議、答申を行うとともに、文化財に関して意見を具申することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p>	<p>(市民、所有者等の心構え)</p> <p>第3条 市民は、文化財の愛護に努めるとともに、<u>市</u>がこの条例の規定に基づいて行う措置に誠実に協力しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(財産権の尊重等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(審議会の設置及び任務)</p> <p>第5条 <u>市長の附属機関</u>として、<u>橿原市文化財審議会</u> (以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、審議、答申を行うとともに、文化財に関して意見を具申することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の部会の委員は、審議会の委員のうち、当該特別の事項を担当する委員及び次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する特別委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める者 (指定)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、法及び奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）により指定を受けた文化財（以下「国・県指定文化財」という。）以外の文化財で、本市にとって重要なものを所有者又は保持者の申請若しくは同意を得て審議会の意見を聞き、<u>市長と協議の上</u>、橿原市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(文化財保存地区の指定)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、国・県指定文化財及び市指定文化財の付近をも保存の必要があると認めるときは、<u>審議会の意見を聞き、市長と協議の上</u>、一定地域を定め文化財保存地区（以下「保存地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による保存地区の保存に影響を及ぼすおそれのあるときは、<u>教育委員会</u>は所有者その他の関係を有する者（以下「所有者等」という。）と協議して保存に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解除)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の部会の委員は、審議会の委員のうち、当該特別の事項を担当する委員及び次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する特別委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>が必要と認める者 (指定)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、法及び奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）により指定を受けた文化財（以下「国・県指定文化財」という。）以外の文化財で、本市にとって重要なものを所有者又は保持者の申請若しくは同意を得て審議会の意見を<u>聴き</u>、<u>橿原市指定文化財</u>（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(文化財保存地区の指定)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、国・県指定文化財及び市指定文化財の付近をも保存の必要があると認めるときは、<u>審議会の意見を聴き</u>、一定地域を定め文化財保存地区（以下「保存地区」という。）として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による保存地区の保存に影響を及ぼすおそれのあるときは、<u>市長</u>は所有者その他の関係を有する者（以下「所有者等」という。）と協議して保存に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解除)</p>

改正前	改正後
<p>第10条 市指定文化財又は保存地区がその価値を失ったとき、その他の事由があるときは<u>教育委員会</u>は<u>審議会</u>の意見を<u>聞いて</u>その指定を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理義務及び管理責任者)</p> <p>第11条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びに<u>教育委員会</u>の指示に従い、当該文化財の管理及び活用について常に善良な注意をはらわなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(所有者等の変更)</p> <p>第12条 市指定文化財の所有者等は、所有権の移転又は住所、氏名を変更したときは、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。市指定文化財の所在場所を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(現状変更等の届出)</p> <p>第13条 市指定文化財の現状を変更しようとするとき又は保存に影響を及ぼす行為若しくは修理しようとするときは、所有者等は<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(滅失、<u>き損</u>等の届出)</p> <p>第14条 市指定文化財の全部又は一部が滅失、<u>き損</u>、亡失若しくは盗難にあったとき等異常を認めるときは、所有者等は速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(公開、出品等)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、国・県指定文化財又は市指定文化財の所有者等に対し、期限を付して公開又は出品等を要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第10条 市指定文化財又は保存地区がその価値を失ったとき、その他の事由があるときは<u>市長</u>は<u>審議会</u>の意見を<u>聴いて</u>その指定を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理義務及び管理責任者)</p> <p>第11条 市指定文化財の所有者等は、この条例並びに<u>市長</u>の指示に従い、当該文化財の管理及び活用について常に善良な注意をはらわなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(所有者等の変更)</p> <p>第12条 市指定文化財の所有者等は、所有権の移転又は住所、氏名を変更したときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。市指定文化財の所在場所を変更したときもまた同様とする。</p> <p>(現状変更等の届出)</p> <p>第13条 市指定文化財の現状を変更しようとするとき又は保存に影響を及ぼす行為若しくは修理しようとするときは、所有者等は<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(滅失、<u>毀損</u>等の届出)</p> <p>第14条 市指定文化財の全部又は一部が滅失、<u>毀損</u>、亡失若しくは盗難にあったとき等異常を認めるときは、所有者等は速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(公開、出品等)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、国・県指定文化財又は市指定文化財の所有者等に対し、期限を付して公開又は出品等を要請することができる。</p> <p>2 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(調査及び報告)</p> <p>第17条 <u>教育委員会</u>は必要があるとき、市指定文化財を調査し、又は市指定文化財の所有者等に対して市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>がこれを定める。</p>	<p>(調査及び報告)</p> <p>第17条 <u>市長</u>は必要があるとき、市指定文化財を調査し、又は市指定文化財の所有者等に対して市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>がこれを定める。</p>

(橿原市昆虫館条例の一部改正)

第4条 橿原市昆虫館条例（平成元年橿原市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(入館の制限等)</p> <p>第4条 <u>橿原市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、関係行政機関の職員並びに地域の代表者の中から<u>教育委員会</u>がこれを任命する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(入館の制限等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、関係行政機関の職員並びにこの地域の代表者の中から<u>市長</u>がこれを任命する。</p> <p>4 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 第1項から前項までに定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>5 第1項から前項までに定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

(橿原市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

第5条 橿原市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年橿原市条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(保存計画)</p> <p>第3条 <u>橿原市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、橿原市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴いて、保存地区の保存に関する計画（以下「<u>保存計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(現状変更行為の制限)</p> <p>第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、<u>市長及び教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長及び教育委員会</u>は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要</p>	<p>(保存計画)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、橿原市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴いて、保存地区の保存に関する計画（以下「<u>保存計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(現状変更行為の制限)</p> <p>第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において</p>

改正前	改正後
<p>な限度において条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(国の機関等に関する特例)</p> <p>第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体の機関とみなされる法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。</p> <p>第7条 文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものについては、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は同条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(助言等)</p> <p>第8条 市長及び教育委員会は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して必要な指導、助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の</p>	<p>条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で、次の各号に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(国の機関等に関する特例)</p> <p>第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体の機関とみなされる法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。</p> <p>第7条 文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるものについては、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は同条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(助言等)</p> <p>第8条 市長は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して必要な指導、助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要</p>

改 正 前	改 正 後
<p>保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。</p> <p>(審議会の設置等)</p> <p>第11条 教育委員会に審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。</p> <p>3 審議会の委員の定数は20人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。</p>	<p>な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。</p> <p>(審議会の設置等)</p> <p>第11条 市長の附属機関として、審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。</p> <p>3 審議会の委員の定数は20人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

(檀原市今井町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について)

第6条 檀原市今井町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成5年檀原市条例第5号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(伝統的建造物以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和)	(伝統的建造物以外の建築物その他の工作物に関する制限の緩和)

改 正 前	改 正 後
<p>第7条 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で、<u>保存条例第3条第2項第3号の規定により定める保存整備計画に規定する「修景に関する基準（平成5年榎原市教育委員会告示第4号）」</u>に適合するもの（以下「修景に関する基準に適合する建築物」という。）について建築等をする場合において、次の各号に定める要件に該当するものについては、当該各号に掲げる法の規定の適用はしない。</p> <p>(1) 建築等を行ったときの修景に関する基準に適合する建築物の壁面の位置が、当該修景に関する基準に適合する建築物を含む街区辺にある伝統的建造物の1階壁面の前面道路の中心線に対する最短位置又は<u>榎原市教育委員会</u>が定める壁面位置から道路の側に超えないもので、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの 法第44条第1項本文</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第7条 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物その他の工作物で、<u>保存条例第3条第2項第3号の規定により別に定める修景に関する基準に適合するもの</u>（以下「修景に関する基準に適合する建築物」という。）について建築等をする場合において、次の各号に定める要件に該当するものについては、当該各号に掲げる法の規定の適用はしない。</p> <p>(1) 建築等を行ったときの修景に関する基準に適合する建築物の壁面の位置が、当該修景に関する基準に適合する建築物を含む街区辺にある伝統的建造物の1階壁面の前面道路の中心線に対する最短位置又は<u>市長</u>が定める壁面位置から道路の側に超えないもので、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの法第44条第1項本文</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(かしはら万葉ホール条例の一部改正)

第7条 かしはら万葉ホール条例（平成8年榎原市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 榎原市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 榎原市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>榎原市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条</p>

改正前	改正後
<p>すことができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は<u>市長</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、文化ホールに入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（以下「身体障害者補助犬」という。）及び<u>市長</u>が特に必要と認める動物類を除く。）を携帯する者</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>	<p>件を付すことができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が不相当と認めるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は<u>教育委員会</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、文化ホールに入館する者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（以下「身体障害者補助犬」という。）及び<u>教育委員会</u>が特に必要と認める動物類を除く。）を携帯する者</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(施設の模様替え等)</p> <p>第12条 使用者は、文化ホールの使用に際し、施設等の模様替え又は特別の設備を設置し、若しくは備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 使用者が前項に規定する義務を履行しなかったときは、<u>市長</u>がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>6 設備等の使用料は、<u>市長</u>が規則で定める。</p>	<p>(施設の模様替え等)</p> <p>第12条 使用者は、文化ホールの使用に際し、施設等の模様替え又は特別の設備を設置し、若しくは備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 使用者が前項に規定する義務を履行しなかったときは、<u>教育委員会</u>がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>6 設備等の使用料は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>

(歴史に憩う橿原市博物館条例の一部改正)

第8条 歴史に憩う橿原市博物館条例(平成25年橿原市条例第30号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(管理)</p> <p>第3条 博物館は、<u>橿原市教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。) がこれを管理する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 博物館は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 博物館は、<u>市長</u>がこれを管理する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 博物館は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他<u>市長</u>が必要と認める事業</p>

改正前	改正後
<p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、博物館に入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動物類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬及び<u>教育委員会</u>が特に必要と認める動物類を除く。)を携帯する者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(撮影等の許可)</p> <p>第6条 博物館において資料の撮影、模写、模造等(以下「撮影等」という。)の行為をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、資料の管理上支障があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、関係行政機関の職員並びに地域の代表者の中から<u>教育委員会</u>がこれを任命する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項から前項までに定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、博物館に入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 動物類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬及び<u>市長</u>が特に必要と認める動物類を除く。)を携帯する者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(撮影等の許可)</p> <p>第6条 博物館において資料の撮影、模写、模造等(以下「撮影等」という。)の行為をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、資料の管理上支障があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学識経験者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、関係行政機関の職員並びに地域の代表者の中から<u>市長</u>がこれを任命する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項から前項までに定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定</p>

改 正 前	改 正 後
別に定める。 (委任) 第9条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。	める。 (委任) 第9条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

(橿原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 橿原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例(令和3年橿原市条例第20号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>(管理)</u> 第22条 今井町内公共施設は、 <u>橿原市教育委員会</u> が、これを管理する。	<u>(管理)</u> 第22条 今井町内公共施設は、 <u>市長</u> が、これを管理する。
<u>(準用規定)</u> 第23条 第6条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、今井町内公共施設について準用する。この場合において、これらの規定中「今井にぎわい拠点施設」とあるのは、「今井町内公共施設」と、「別表第1」とあるのは「別表第1又は別表第2」と、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「 <u>橿原市教育委員会</u> 」と読み替える。	<u>(準用規定)</u> 第23条 第6条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、今井町内公共施設について準用する。この場合において、これらの規定中「今井にぎわい拠点施設」とあるのは、「今井町内公共施設」と、「別表第1」とあるのは「別表第1又は別表第2」と読み替える。

理由 教育委員会が所掌する登録博物館及び文化財に関する事務を市長に移管し、市長が所管する文化に関する事務を教育委員会に移管するため、所要の改正を行うもの

議第61号

檀原市高齢者大学校条例の廃止について

檀原市高齢者大学校条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市高齢者大学校条例を廃止する条例

檀原市高齢者大学校条例（平成12年檀原市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後				
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）				
	区分	報酬額（円）	費用弁償		区分	報酬額（円）	費用弁償
1	（略）			1	（略）		
	檀原市青少年センター運営委員会の委員	日額 10,000	〃		檀原市青少年センター運営委員会の委員	日額 10,000	〃
	<u>檀原市高齢者大学校運営委員会の委員</u>	<u>日額 10,000</u>	<u>〃</u>				

改正前		改正後	
	(略)		(略)
	(略)		(略)

(檜原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第3条 檜原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檜原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
(略)				(略)			
教育委員会	(略)			教育委員会	(略)		
	檜原市青少年センター運営委員会	青少年センターにおける企画実施についての審議に関する事務	8人以内		檜原市青少年センター運営委員会	青少年センターにおける企画実施についての審議に関する事務	8人以内
	<u>檜原市高齢者大学校運営委員会</u>	<u>高齢者大学校の運営に</u> <u>ついての審議に関する</u>	<u>8人以内</u>				

改正前				改正後			
		事務					

理由 榎原市高齢者大学校を廃止するため、条例を廃止するもの

議第62号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	(略)			市長	(略)		
	檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会	一般廃棄物処理施設の長期包括運営委託の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務	10人以内		檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会	一般廃棄物処理施設の長期包括運営委託の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務	10人以内

改正前				改正後			
					<u>檀原市営斎場改修・運営事業者選定委員会</u>	<u>市営斎場の改修及び運営事業の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務</u>	<u>8人以内</u>
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改正前				改正後			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬額（円）	費用弁償	区分		報酬額（円）	費用弁償
1	(略)			1	(略)		
	檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委	日額 10,000	〃		檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営	日額 10,000	〃

改正前			改正後		
	託事業者選定委員会の委員		委託事業者選定委員会の委員		
			橿原市宮齋場改修・運営事業者選定委員会の委員	日額 10,000	//
(略)			(略)		

理由 執行機関の附属機関として、橿原市宮齋場改修・運営事業者選定委員会を設置するため、所要の改正を行うもの

議第63号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（基礎課税額に係る税率）</p> <p>第4条 基礎課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 所得割額 <u>100分の8.5</u></p> <p>（2） 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>21,100円</u></p> <p>（3） 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。イ、第6条及び第20条において同じ。）及び特定継続世</p>	<p>（基礎課税額に係る税率）</p> <p>第4条 基礎課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 所得割額 <u>100分の8.1</u></p> <p>（2） 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>23,900円</u></p> <p>（3） 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。イ、第6条及び第20条第1項において同じ。）及び特定</p>

改正前	改正後
<p>帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。ウ、第6条及び第20条において同じ。）以外の世帯 <u>21,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>10,900円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>16,350円</u></p> <p>（後期高齢者支援金等課税額に係る税率）</p> <p>第6条 後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 <u>100分の2.5</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>8,100円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,200円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,100円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,650円</u></p> <p>（介護納付金課税額に係る税率）</p> <p>第8条 介護納付金課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 <u>100分の2.7</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>15,000円</u></p> <p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p> <p>第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第20条の規定による減額が</p>	<p>継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。ウ、第6条及び第20条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>20,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>10,400円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>15,600円</u></p> <p>（後期高齢者支援金等課税額に係る税率）</p> <p>第6条 後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 <u>100分の3.0</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>9,700円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,300円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,650円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>5,475円</u></p> <p>（介護納付金課税額に係る税率）</p> <p>第8条 介護納付金課税額に係る税率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割額 <u>100分の3.1</u></p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について<u>17,300円</u></p> <p>（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）</p> <p>第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第20条の規定による減額が</p>

改正前	改正後
<p>行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,0</p>	<p>行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5<u>第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5<u>第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5<u>第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額</p>

改正前	改正後
<p>00円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>14,770円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,260円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,630円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,445円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>5,670円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,340円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,170円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,255円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>10,500円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定</p>	<p>が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>16,730円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,280円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,920円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>6,790円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,110円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,555円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,833円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>12,110円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び</p>

改正前	改正後
<p>同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>10,550円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,175円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>4,050円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,325円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>7,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定</p>	<p>特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>11,950円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,200円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,800円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>4,850円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,650円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,825円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,738円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>8,650円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び</p>

改正前	改正後
<p>同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>4,220円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,360円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,180円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,270円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>1,620円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,240円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>620円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>930円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>3,000円</u></p>	<p>特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について <u>4,780円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,160円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,080円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,120円</u></p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国民健康保険課税被保険者1人について<u>1,940円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について<u>3,460円</u></p> <p><u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務</u></p>

改正前	改正後
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第20条の2に規定する特例対象被保険</p>	<p>者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号アに規定する金額を減額した世帯</u> 3,585円</p> <p>イ <u>前項第2号アに規定する金額を減額した世帯</u> 5,975円</p> <p>ウ <u>前項第3号アに規定する金額を減額した世帯</u> 9,560円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 11,950円</p> <p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 1,455円</p> <p>イ <u>前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 2,425円</p> <p>ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 3,880円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 4,850円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第21条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第20条の2に規定する特例対象</p>

改正前	改正後
<p>者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」とする。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による申請書は、<u>納期限までに</u>市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合においては、この限りではない。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35</p>	<p>被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第<u>1項</u>第1号中「総所得金額<u>及び</u>」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号（<u>及び第3号</u>）において同じ。）<u>及び</u>」とする。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による申請書は、<u>市長が定める申請期限までに</u>市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合においては、この限りではない。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第20条<u>第1項</u>の規定の適用については、同条中「法第703条の5 <u>第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 <u>第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35</p>

改正前	改正後
<p>公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>3 世帯主等が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>3 世帯主等が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>
<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の</p>	<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得</p>

改正前	改正後
<p>合計額（ ）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>金額の合計額（ ）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（ ）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>6 世帯主等が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>6 世帯主等が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>7 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>7 世帯主等が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に</p>

改正前	改正後
<p>渡所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主等が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正前	改正後
<p>10 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>10 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>11 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を</p>	<p>11 世帯主等が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する</p>

改正前	改正後
<p>含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主等が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主等が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の橿原市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 国民健康保険の県単位化に伴う県内統一の取扱いに向けた税率等の改定及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの

議第64号

檀原市保健福祉センター条例の一部改正について

檀原市保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

檀原市保健福祉センター条例（平成15年檀原市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><u>檀原市保健福祉センター条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条～第3条）</u></p> <p>第2章 <u>保健センター（第4条～第6条）</u></p> <p>第3章 <u>地域活動支援センター（第7条～第10条）</u></p> <p>第4章 <u>雑則（第11条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、市民の保健及び福祉活動の総合的な拠点として檀原市保健福祉センターを設置し、もって市民の健康増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>（位置）</u></p> <p>第2条 <u>檀原市保健福祉センターの位置は、次のとおりとする。</u></p>	<p><u>檀原市保健センター条例</u></p>

改正前	改正後				
<p><u>位置 榑原市畝傍町9番地の1</u></p> <p><u>(構成)</u></p> <p><u>第3条 榑原市保健福祉センターは、次に掲げる施設で構成する。</u></p> <p><u>(1) 保健センター</u></p> <p><u>(2) 地域活動支援センター</u></p> <p><u>第2章 保健センター</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第4条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条の規定に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るとともに、市民の自主的な保健活動の場に資するため、保健センターを設置する。</u></p> <p><u>(名称)</u></p> <p><u>第5条 保健センターの名称は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>名称 榑原市保健センター</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第6条 保健センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 健康増進の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 予防接種に関すること。</p> <p>(3) 結核その他疾病予防に関すること。</p> <p>(4) 生活習慣の改善に関すること。</p> <p>(5) 母子保健に関すること。</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条の規定に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るとともに、市民の自主的な保健活動の場に資するため、保健センターを設置する。</u></p> <p><u>(名称)</u></p> <p><u>第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 919 1904 1034"> <tr> <td>名称</td> <td>榑原市保健センター</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>榑原市畝傍町9番地の1</td> </tr> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第3条 保健センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 健康増進の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 予防接種に関すること。</p> <p>(3) 結核その他疾病予防に関すること。</p> <p>(4) 生活習慣の改善に関すること。</p> <p>(5) 母子保健に関すること。</p>	名称	榑原市保健センター	位置	榑原市畝傍町9番地の1
名称	榑原市保健センター				
位置	榑原市畝傍町9番地の1				

改正前	改正後
<p>(6) 成人保健に関すること。</p> <p>(7) 精神保健に関すること。</p> <p>(8) 栄養指導に関すること。</p> <p>(9) その他保健指導に関すること。</p> <p><u>第3章 地域活動支援センター</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業を実施するため、同法第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この章において「センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(名称)</u></p> <p><u>第8条 センターの名称は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>名称 榑原市地域活動支援センター</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第9条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 相談支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 社会適応訓練に関すること。</u></p> <p><u>(3) 機能訓練に関すること。</u></p> <p><u>(利用者)</u></p> <p><u>第10条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で市長の利用の決定を受けたものとする。</u></p> <p><u>(1) 市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4</u></p>	<p>(6) 成人保健に関すること。</p> <p>(7) 精神保健に関すること。</p> <p>(8) 栄養指導に関すること。</p> <p>(9) その他保健指導に関すること。</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</u></p> <p><u>(2) 市内に居住し、奈良県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者</u></p> <p><u>(3) その他市長が適当と認める者</u></p> <p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第4条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由 施設利用者の減少に伴い地域活動支援センターを廃止するため、所要の改正を行うもの

議第65号

榿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

榿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

榿原市長 亀田 忠彦

榿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例
榿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年榿原市条例第20号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(以下「運営基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。)において使用する用語の例による。

(基準)

第3条 運営基準は、次条以下に定めるもののほか、基準府令(第2章及び附則を除く。)の定めるところによる。

2 前項の規定の適用に当たって必要となる技術的読替えは、市長が規則で定める。

(暴力団排除のための措置)

第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、暴力団又は暴力団員(榿原市暴力団排除条例(平成23年榿原市条例第23号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。)と社会的に非難されるべき関係にあるものであってはならない。

2 特定教育・保育施設は、役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないよう、施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないよう必要な措置を講じなければならない。

(利用者負担額)

第5条 特定教育・保育施設は、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定教育・保育における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用の支払を受けることができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

第2条 この条例の施行の際、現に提供が完結している特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る運営基準は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準府令の附則及び基準府令を改正する府令の附則に規定する経過措置等の例による。

理由 檀原市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準のうち、市が独自に定めるものが明らかになるよう、運営基準を規定する方法を改めるもの

議第66号

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部
改正について

檀原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市家庭的保育事業等の運営基準等を定める条例

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原市
条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第3
4条の16第1項の規定に基づき、市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準（以下「運営基準等」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）におい
て使用する用語の例による。

（基準）

第3条 運営基準等は、次条以下に定めるもののほか、基準省令（附則を除く。）の定める
ところによる。

2 前項の規定の適用に当たって必要となる技術的読替えは、市長が規則で定める。

（暴力団排除のための措置）

第4条 家庭的保育事業者等は、暴力団又は暴力団員（檀原市暴力団排除条例（平成23
年檀原市条例第23号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。）と社
会的に非難されるべき関係にある者であってはならない。

2 家庭的保育事業者等は、役員等が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないよう、
施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないよう必要な措置を講じなければ
ならない。

（人権の擁護等のための措置）

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者

を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、事業者の職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭的保育者)

第6条 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

(職員の配置)

第7条 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う場所には、常時2人以上の職員を置かなければならない。この場合において、当該職員のうち常時1人以上は、家庭的保育者でなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

第2条 この条例の施行の際、現に提供が完結している家庭的保育事業等に係る運営基準は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

理由 檀原市における家庭的保育事業等の運営基準等のうち、市が独自に定めるものが明らかになるよう、運営基準等を規定する方法を改めるもの

議第67号

檀原市国民健康保険条例の一部改正について

檀原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険条例（昭和34年檀原市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>16,000円</u> を加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>12,000円</u> を加算するものとする。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

理由 健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しが行われたため、所要の改正を行うもの

議第68号

檀原市一般廃棄物処理施設整備基金条例の制定について
檀原市一般廃棄物処理施設整備基金条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市一般廃棄物処理施設整備基金条例

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の整備に要する財源に充てるため、檀原市一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 廃棄物の処理に伴う歳入額の範囲で市長が規則で定める額
- (2) 前号のほか、檀原市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の利率は、市が借入れする長期債に準じ市長の定める率とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的に沿った経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由 一般廃棄物処理施設の整備に要する財源に充てるための基金を設置するもの

議第69号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	事務	手数料の額	名称	事務	手数料の額
(略)			(略)		
39の4 特例容積率 適用地区内 における建 築物の高さ の特例許可 申請手数料	建築基準法第57条の4第1項の規定に基 づく建築物の高さの特例の許可の申請に対 する審査	1件につき 160,00 0円	39の4 特例容積率 適用地区内 における建 築物の高さ の特例許可 申請手数料	建築基準法第57条の4第1項の規定に基 づく建築物の高さの特例の許可の申請に対 する審査	1件につき 160,00 0円

改正前					改正後				
					39の5 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築における住宅の容積率の特例許可申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円	
40 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円		40 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円	
(略)					(略)				
68 長期優良住宅建	長期優良住宅の普	住宅を新築しようとする	建築物の床面積（以下この	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に	68 長期優良住宅建	長期優良住宅の普	住宅を新築しようとする	建築物の床面積（以下この	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

改 正 前					改 正 後				
築等計画認 定申請手数 料	及の促進 に関する 法律（平 成20年 法律第8 7号）第 5条第1 項から第 3項まで の規定に 基づく長 期優良住 宅建築等 計画の認 定の申請 に対する 審査（次 項に該当 する場合 を除く。 ）	る場合	項において 「床面積」と いう。）が1 00平方メー トル以内のも の	定める額 （1） <u>一戸建ての住宅の</u> <u>場合（次号及び第3号に</u> <u>掲げる場合を除く。）</u> 55,000円 （2） <u>一戸建ての住宅で</u> <u>あって、住宅の品質確保</u> <u>の促進等に関する法律</u> （平成11年法律第81 号） <u>第6条第1項に規定</u> <u>する設計住宅性能評価書</u> <u>の交付を受けたものう</u> <u>ち、次号に規定する計画</u> <u>でないもの（以下この項</u> <u>及び68の3の項におい</u> <u>て「住宅性能評価適合住</u> <u>宅」という。）である場</u> <u>合</u> 20,000円 （3） <u>一戸建ての住宅で</u> <u>あって、住宅の品質確保</u> <u>の促進等に関する法律第</u> <u>5条第1項に規定する登</u>	築等計画認 定申請手数 料	及の促進 に関する 法律第5 条第1項 から第5 項までの 規定に基 づく長期 優良住宅 建築等計 画の認定 の申請に 対する審 査（次項 に該当す る場合を 除く。）	る場合	項において 「床面積」と いう。）が1 00平方メー トル以内のも の	定める額 （1） <u>次号に掲げるもの</u> <u>以外の場合</u> 55,00 0円 （2） <u>住宅の品質確保の</u> <u>促進等に関する法律（平</u> <u>成11年法律第81号）</u> <u>第6条の2第5項の規定</u> <u>により長期優良住宅の普</u> <u>及の促進に関する法律第</u> <u>6条第1項第1号に掲げ</u> <u>る基準に適合するとみな</u> <u>される計画（以下この項</u> <u>及び68の3の項におい</u> <u>て「長期使用構造等確認</u> <u>計画」という。）である</u> <u>場合</u> 16,000円

改 正 前				改 正 後				
			<p>録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び68の3の項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合 10,000円</p> <p>(4) 共同住宅等の場合（次号及び第6号に掲げる場合を除く。） 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額（住戸数で除して得た金額に500円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときはこれを</p>					

改 正 前					改 正 後				
				<p>1,000円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た金額が1,000円未満の場合は、1,000円とする。以下この項から68の4の項までにおいて同じ。)</p> <p>(5) 共同住宅等であつて、住宅性能評価適合住宅である場合 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(6) 共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>					
		床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のも	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額	(1) 一戸建ての住宅の場合(次号及び第3号に			床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のも	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額	(1) 次号に掲げるもの以外の場合 71,00

改 正 前					改 正 後				
			の	<p>掲げる場合を除く。)</p> <p>71,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であって住宅性能評価適合住宅である場合</u> 24,000円</p> <p>(3) <u>一戸建ての住宅であって長期使用構造等適合計画である場合</u> 12,000円</p> <p>(4) <u>共同住宅等の場合</u> (次号及び第6号に掲げる場合を除く。) 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(5) <u>共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合</u> 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(6) <u>共同住宅等であっ</u></p>				の	<p>0円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 19,000円</p>

改 正 前				改 正 後			
			て、長期使用構造等適合 計画である場合 <u>第3号</u> に掲げる額を申請に係る 住戸数で除して得た金額				
		床面積が20 0平方メー トルを超え、5 00平方メー トル以内のも の	1件につき次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に 定める額 (1) <u>一戸建ての住宅の</u> <u>場合(次号及び第3号に</u> <u>掲げる場合を除く。)</u> 119,000円 (2) <u>一戸建ての住宅で</u> <u>あって住宅性能評価適合</u> <u>住宅である場合</u> 34, <u>000円</u> (3) <u>一戸建ての住宅で</u> <u>あって長期使用構造等適</u> <u>合計画である場合</u> 1 <u>7,000円</u> (4) <u>共同住宅等の場合</u> <u>(次号及び第6号に掲げ</u> <u>る場合を除く。)</u> <u>第1</u>			床面積が20 0平方メー トルを超え、5 00平方メー トル以内のも の	1件につき次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に 定める額 (1) <u>次号に掲げるもの</u> <u>以外の場合</u> 119,0 00円 (2) <u>長期使用構造等確</u> <u>認計画である場合</u> 2 <u>7,000円</u>

改 正 前					改 正 後				
				<p>号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(5) <u>共同住宅等であつて、住宅性能評価適合住宅である場合</u> 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(6) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>					
		床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅の場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)</u></p> <p>185,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であつて住宅性能評価適合</u></p>			床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>次号に掲げるもの以外の場合</u> 185,000円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 4</p>		

改正前					改正後				
				<p>住宅である場合 <u>53,000円</u></p> <p>(3) <u>一戸建ての住宅であつて長期使用構造等適合計画である場合</u> <u>26,000円</u></p> <p>(4) <u>共同住宅等の場合</u> (次号及び第6号に掲げる場合を除く。) <u>第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p> <p>(5) <u>共同住宅等であつて、住宅性能評価適合住宅である場合</u> <u>99,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p> <p>(6) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> <u>第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p>					<u>2,000円</u>

改 正 前				改 正 後			
		床面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超える全てのもの)	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅の場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。)</u> 359,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であって住宅性能評価適合住宅である場合</u> 89,000円</p> <p>(3) <u>一戸建ての住宅であって長期使用構造等適合計画である場合</u> 36,000円</p> <p>(4) <u>共同住宅等の場合(次号及び第6号に掲げる場合を除く。)</u> 第1号に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(5) <u>共同住宅等であつ</u></p>			床面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超える全てのもの)	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>次号に掲げるもの以外の場合</u> 359,000円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 67,000円</p>

改正前				改正後			
			て、住宅性能評価適合住宅である場合 <u>183,000円</u> を申請に係る住戸数で除して得た金額 (6) 共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合 第3号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額				
		床面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき <u>636,000円</u> (住宅性能評価適合住宅である場合にあつては、 <u>311,000円</u> 、長期使用構造等適合計画である場合にあつては、 <u>64,000円</u>)を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げるもの以外の場合 <u>636,000円</u> (2) 長期使用構造等確認計画である場合 <u>105,000円</u>
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,0	1件につき <u>1,088,000円</u> (住宅性能評価適合住宅である場合にあつては、 <u>477,000円</u> 、長			床面積が5,000平方メートルを超え、10,0	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げるもの

改 正 前				改 正 後			
		00平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>期使用構造等適合計画である場合にあっては、<u>107,000円</u>）を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>			00平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>以外の場合 <u>1,088,000円</u> <u>(2) 長期使用構造等確認計画である場合 159,000円</u></p>
		床面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>1件につき<u>2,006,000円</u>（住宅性能評価適合住宅である場合にあっては、<u>864,000円</u>、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、<u>174,000円</u>）を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>			床面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(1) 次号に掲げるもの以外の場合 2,006,000円</u> <u>(2) 長期使用構造等確認計画である場合 267,000円</u></p>
		床面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>1件につき<u>2,862,000円</u>（住宅性能評価適合住宅である場合にあっては、<u>1,177,000円</u>、長期使用構造等適合計画である場合にあっては、<u>213,000円</u>）を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>			床面積が20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(1) 次号に掲げるもの以外の場合 2,862,000円</u> <u>(2) 長期使用構造等確認計画である場合 33</u></p>

改 正 前				改 正 後			
		く。)	金額			く。)	7,000円
		床面積が30,000平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき <u>3,505,000円</u> (住宅性能評価適合住宅である場合)あつては、 <u>1,423,000円</u> 、長期使用構造等適合計画である場合)あつては、 <u>227,000円</u>)を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積が30,000平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げるもの以外の場合 <u>3,505,000円</u> (2) 長期使用構造等確認計画である場合 <u>382,000円</u>
	住宅を増築し、又は改築しようとする場合	床面積が100平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅の場合(次号に係るものを除く。) <u>79,000円</u> (2) 一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合 <u>13,000円</u> (3) 共同住宅等の場合		住宅を増築し、又は改築しようとする場合	床面積が100平方メートル以内のもの	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げるもの以外の場合 <u>79,000円</u> (2) 長期使用構造等確認計画である場合 <u>23,000円</u>

改 正 前				改 正 後			
			<p>(次号に係るものを除く。) <u>第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p> <p>(4) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p>				
		<p>床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>一戸建て住宅の場合 (次号に係るものを除く。)</u> 103,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 16,000円</p> <p>(3) <u>共同住宅等の場合 (次号に係るものを除</u></p>			<p>床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>次号に掲げるもの以外の場合</u> 103,000円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 27,000円</p>

改 正 前				改 正 後			
			<p>く。) <u>第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p> <p>(4) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u></p>				
		<p>床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>一戸建て住宅の場合 (次号に係るものを除く。)</u> 174,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 23,000円</p> <p>(3) <u>共同住宅等の場合 (次号に係るものを除く。)</u> <u>第1号に掲げる</u></p>			<p>床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>次号に掲げるもの以外の場合</u> 174,000円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 38,000円</p>

改 正 前				改 正 後			
			<p>額を申請に係る住戸数で 除して得た金額</p> <p>(4) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>				
		<p>床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>一戸建て住宅の場合</u> (次号に係るものを除く。) 274,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 37,000円</p> <p>(3) <u>共同住宅等の場合</u> (次号に係るものを除く。) 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除し</p>			<p>床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>次号に掲げるもの以外の場合</u> 274,000円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 61,000円</p>

改 正 前					改 正 後				
				<p>て得た金額</p> <p>(4) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>					
		<p>床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの）</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>一戸建て住宅の場合（次号に係るものを除く。）</u> 534,000円</p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合</u> 52,000円</p> <p>(3) <u>共同住宅等の場合（次号に係るものを除く。）</u> 第1号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>			<p>床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの）</p>	<p>1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) <u>次号に掲げるもの以外の場合</u> 534,000円</p> <p>(2) <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 99,000円</p>		

改 正 前				改 正 後			
			(4) <u>共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合 第2号に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u>				
		床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき <u>950,000円</u> （長期使用構造等適合計画である場合にあつては、 <u>94,000円</u> ）を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u> <u>(1) 次号に掲げるもの以外の場合 950,000円</u> <u>(2) 長期使用構造等確認計画である場合 156,000円</u>
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき <u>1,627,000円</u> （長期使用構造等適合計画である場合にあつては、 <u>159,000円</u> ）を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u> <u>(1) 次号に掲げるもの以外の場合 1,627,000円</u> <u>(2) 長期使用構造等確認計画である場合 23</u>

改 正 前				改 正 後			
		く。)				く。)	6,000円
		床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき <u>3,004,000円</u> (長期使用構造等適合計画である場合)にあっては、 <u>259,000円</u> を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げるもの以外の場合 <u>3,004,000円</u> (2) 長期使用構造等確認計画である場合 <u>398,000円</u>
		床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき <u>4,289,000円</u> (長期使用構造等適合計画である場合)にあっては、 <u>318,000円</u> を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 次号に掲げるもの以外の場合 <u>4,289,000円</u> (2) 長期使用構造等確認計画である場合 <u>503,000円</u>
		床面積が30,000平方メートルを	1件につき <u>5,253,000円</u> (長期使用構造等適合計画である場合)にあって			床面積が30,000平方メートルを	1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

改 正 前				改 正 後					
			超えるもの (一戸建ての 住宅を除 く。)	は、 <u>339,000円</u> を 申請に係る住戸数で除して 得た金額			超えるもの (一戸建ての 住宅を除 く。)	(1) 次号に掲げるもの 以外の場合 <u>5,253,000円</u> (2) 長期使用構造等確 認計画である場合 <u>571,000円</u>	
68の2 建築基準関 係規定適合 審査の申出 を併せて行 う長期優良 住宅建築等 計画認定申 請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査			1件につき次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)にあつては、第1号に掲げる額、第2号に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額を加算して得た額 (1)・(2) (略)	68の2 建築基準関 係規定適合 審査の申出 を併せて行 う長期優良 住宅建築等 計画認定申 請手数料			長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査 (1)・(2) (略)	
68の3 長期優良住 宅建築等計 画変更認定 申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に	住宅を新築しようとする場合	計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する	1件につき8,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額(共同住宅等の場合)にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額	68の3 長期優良住 宅建築等計 画変更認定 申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に	住宅を新築しようとする場合	計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する	1件につき8,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額

改 正 前				改 正 後			
	<p>基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>部分の床面積（以下この項において「床面積」という。）が100平方メートル以内のもの</p>	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る変更（以下「第1号変更」という。）の場合（<u>次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u>） 39,000円</p> <p>(2) <u>住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</u> 11,000円 <u>（一戸建ての住宅の場合にあつては、3,000円）</u></p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、<u>第4号又は第5号</u>に掲げる基準に係る変更（以下「第2号等変更」という。）</p>		<p>基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>部分の床面積（以下この項において「床面積」という。）が100平方メートル以内のもの</p>	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る変更（以下「第1号変更」という。）の場合（<u>長期使用構造等確認計画である場合を除く。</u>） 39,000円</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、<u>第5号又は第6号</u>に掲げる基準に係る変更（以下「第2号等変更」という。）</p>

改 正 前				改 正 後			
			<p>の場合 <u>(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 6,000円</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>				<p>の場合 6,000円</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>
		<p>床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき10,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 <u>(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</u></p> <p>(1) 第1号変更の場合 <u>(次号に掲げるもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 52,000円</p> <p><u>(2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</u> 17,000円 <u>(一戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円)</u></p>			<p>床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき10,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) 第1号変更の場合 <u>(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</u> 52,000円</p>

改 正 前				改 正 後			
			<p>(3) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 7,000円</p> <p>(4) (略)</p>				<p>(2) 第2号等変更の場合 7,000円</p> <p>(3) (略)</p>
		床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<p>1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>(1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円</p> <p>(2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、7,000</p>			床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<p>1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 92,000円</p>

改 正 前				改 正 後				
			<p>円)</p> <p>(3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 10,000円</p> <p>(4) (略)</p>				<p>(2) 第2号等変更の場合 10,000円</p> <p>(3) (略)</p>	
		<p>床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき24,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>(1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円</p> <p>(2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円 (一戸建ての住宅の場合</p>			<p>床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき24,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 143,000円</p>	

改 正 前				改 正 後			
			<p>にあつては、<u>11,000円</u></p> <p>(3) <u>第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> <u>16,000円</u></p> <p>(4) (略)</p>				<p>(2) <u>第2号等変更の場合</u> <u>16,000円</u></p> <p>(3) (略)</p>
		<p>床面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの)</p>	<p>1件につき34,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>(1) <u>第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> <u>291,000円</u></p> <p>(2) <u>住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</u> <u>116,000円</u></p>			<p>床面積が1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの)</p>	<p>1件につき34,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) <u>第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</u> <u>291,000円</u></p>

改 正 前					改 正 後				
				<u>(一戸建ての住宅の場合 にあつては、21,000円)</u> <u>(3) 第2号等変更の場合</u> <u>(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 31,000円 <u>(4) (略)</u>					<u>(2) 第2号等変更の場合</u> <u>合 31,000円</u> <u>(3) (略)</u>
			床面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき62,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 <u>(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</u> <u>(1) 第1号変更の場合</u> <u>(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 530,000円 <u>(2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の</u>				床面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき62,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 <u>(1) 第1号変更の場合</u> <u>(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</u> 530,000円

改 正 前				改 正 後			
			場合 205,000円 <u>(3) 第2号等変更の場合</u> <u>(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 42,000円 <u>(4) (略)</u>				<u>(2) 第2号等変更の場合</u> 42,000円 <u>(3) (略)</u>
		床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき105,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（ <u>共同住宅等の場合</u> にあつては、 <u>合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u> ） (1) 第1号変更の場合 <u>(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 928,000円 <u>(2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</u> 317,000円 <u>(3) 第2号等変更の場合</u>			床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	1件につき105,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合 <u>(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</u> 928,000円 <u>(2) 第2号等変更の場合</u>

改 正 前				改 正 後			
			合 <u>(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 52,000円 <u>(4)</u> (略)				合 52,000円 <u>(3)</u> (略)
		床面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき172,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,737,000円 <u>(2)</u> 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円 <u>(3)</u> 第2号等変更の場合 <u>(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</u> 94,000円			床面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき172,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,737,000円 <u>(2)</u> 第2号等変更の場合 94,000円

改 正 前				改 正 後			
			(4) (略)				(3) (略)
		床面積が、2 0,000平方メートルを 超え、30, 000平方メ ートル以内の もの(一戸建 ての住宅を除 く。)	1件につき211,000 円と次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める 額とを合算した額を申請に 係る住戸数で除して得た金 額 (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び 長期使用構造等適合計画 である場合を除く。) 2,524,000円 (2) 住宅性能評価適合 住宅に係る第1号変更の 場合 838,000円 (3) 第2号等変更の場 合(長期使用構造等適合 計画である場合を除 く。) 125,000 円 (4) (略)			床面積が、2 0,000平方 メートルを 超え、30, 000平方メ ートル以内の もの(一戸建 ての住宅を除 く。)	1件につき211,000 円と次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める 額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計 画である場合を除く。) 2,524,000円 (2) 第2号等変更の場 合 125,000円 (3) (略)
		床面積が3	1件につき225,000			床面積が3	1件につき225,000

改 正 前				改 正 後			
		0, 000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>(1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3, 121, 000円</p> <p>(2) 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1, 039, 000円</p> <p>(3) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 157, 000円</p> <p>(4) (略)</p>			0, 000平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）	<p>円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3, 121, 000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場合 157, 000円</p> <p>(3) (略)</p>
	住宅を増築し、又は改	床面積が100平方メートル	1件につき11, 000円と次の各号に掲げる区分に		住宅を増築し、又は改	床面積が100平方メートル	1件につき11, 000円と次の各号に掲げる区分に

改 正 前			改 正 後			
	築しようとする場合	ル以内のもの	<p>応じ、当該各号に定める額とを合算した額（<u>共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u>）</p> <p>(1) 第1号変更の場合 (<u>次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u>) 56,000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場合（<u>長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u>） 9,000円</p> <p>(3) (略)</p>	築しようとする場合	ル以内のもの	<p>応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) 第1号変更の場合 (<u>長期使用構造等確認計画である場合を除く。</u>) 56,000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場合 9,000円</p> <p>(3) (略)</p>
		床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<p>1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（<u>共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u>）</p>		床面積が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<p>1件につき14,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p>

改 正 前					改 正 後				
				<p>(1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び <u>長期使用構造等適合計画</u> である場合を除く。) 76,000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場 合 (<u>長期使用構造等適合</u> <u>計画である場合を除</u> <u>く。</u>) 11,000円</p> <p>(3) (略)</p>					<p>(1) 第1号変更の場合 (<u>長期使用構造等確認計</u> <u>画である場合を除く。</u>) 76,000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場 合 11,000円</p> <p>(3) (略)</p>
		床面積が20 0平方メート ルを超え50 0平方メート ル以内のもの	1件につき21,000円 と次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額 とを合算した額 (<u>共同住宅</u> <u>等の場合にあつては、合算</u> <u>した額を申請に係る住戸数</u> <u>で除して得た金額</u>)			床面積が20 0平方メート ルを超え50 0平方メート ル以内のもの	1件につき21,000円 と次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額 とを合算した額		
			<p>(1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び <u>長期使用構造等適合計画</u> である場合を除く。) 136,000円</p>				<p>(1) 第1号変更の場合 (<u>長期使用構造等確認計</u> <u>画である場合を除く。</u>) 136,000円</p>		

改 正 前				改 正 後			
			<p>(2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円</p> <p>(3) (略)</p>				<p>(2) 第2号等変更の場合 16,000円</p> <p>(3) (略)</p>
		床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>1件につき35,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>(1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 213,000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 24,000円</p> <p>(3) (略)</p>			床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<p>1件につき35,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額</p> <p>(1) 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 213,000円</p> <p>(2) 第2号等変更の場合 24,000円</p> <p>(3) (略)</p>

改 正 前				改 正 後			
		床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの）	1件につき50,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額（ <u>共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u> ） (1) 第1号変更の場合（ <u>次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u> ） 435,000円 (2) 第2号等変更の場合（ <u>長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u> ） 47,000円 (3) (略)			床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超える全てのもの）	1件につき50,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合（ <u>長期使用構造等確認計画である場合を除く。</u> ） 435,000円 (2) 第2号等変更の場合 47,000円 (3) (略)
		床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以	1件につき92,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金			床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以	1件につき92,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額

改 正 前				改 正 後			
		内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	<u>額</u> (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び <u>長期使用構造等適合計画</u> である場合を除く。) 793,000円 (2) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合 <u>計画である場合を除</u> <u>く。)</u> 63,000円 (3) (略)			内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	(1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計 <u>画である場合を除く。)</u> 793,000円 (2) 第2号等変更の場 合 63,000円 (3) (略)
		床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき157,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 <u>額</u> (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び <u>長期使用構造等適合計画</u> である場合を除く。) 1,390,000円			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき157,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計 <u>画である場合を除く。)</u> 1,390,000円

改 正 前				改 正 後			
			(2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 78,000円 (3) (略)				(2) 第2号等変更の場合 78,000円 (3) (略)
		床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき257,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 (1) 第1号変更の場合(次号に掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,604,000円 (2) 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 141,000円 (3) (略)			床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき257,000円と次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 2,604,000円 (2) 第2号等変更の場合 141,000円 (3) (略)

改 正 前				改 正 後			
		床面積が2 0,000平方メートルを 超え30,0 00平方メー トル以内のも の(一戸建て の住宅を除 く。)	1件につき316,000 円と次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める 額とを合算した額を申請に 係る住戸数で除して得た金 額) (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び 長期使用構造等適合計画 である場合を除く。) 3,783,000円 (2) 第2号等変更の場 合(長期使用構造等適合 計画である場合を除 く。) 188,000 円 (3) (略)			床面積が2 0,000平方 メートルを 超え30,0 00平方メー トル以内のも の(一戸建て の住宅を除 く。)	1件につき316,000 円と次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める 額とを合算した額 (1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計 画である場合を除く。) 3,783,000円 (2) 第2号等変更の場 合 188,000円 (3) (略)
		床面積が3 0,000平方 メートルを 超えるもの (一戸建ての	1件につき336,000 円と次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める 額とを合算した額を申請に 係る住戸数で除して得た金			床面積が3 0,000平方 メートルを 超えるもの (一戸建ての	1件につき336,000 円と次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める 額とを合算した額

改正前				改正後				
			住宅を除く。)	額 (1) 第1号変更の場合 (次号に掲げる場合及び 長期使用構造等適合計画 である場合を除く。) 4,679,000円 (2) 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合 計画である場合を除 く。) 235,000 円 (3) (略)			住宅を除く。)	(1) 第1号変更の場合 (長期使用構造等確認計 画である場合を除く。) 4,679,000円 (2) 第2号等変更の場 合 235,000円 (3) (略)
68の4 建築基準関 係規定適合 審査の申出 を併せて行 う長期優良 住宅建築等 計画変更認 定申請手数 料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建 築等計画の変更の認定の申請であって、同 条第2項において準用する同法第6条第2 項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等 計画に係る建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合するかどうか の審査の申出を併せて行うものに対する審 査	1件につき次に掲げる額を 合算した額(共同住宅等の 場合にあつては、第1号に 掲げる額に、第2号に掲げ る額を合算した額を申請に 係る住戸数で除して得た金 額を加算して得た額) (1)・(2) (略)	68の4 建築基準関 係規定適合 審査の申出 を併せて行 う長期優良 住宅建築等 計画変更認 定申請手数 料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建 築等計画の変更の認定の申請であって、同 条第2項において準用する同法第6条第2 項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等 計画に係る建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合するかどうか の審査の申出を併せて行うものに対する審 査	1件につき次に掲げる額を 合算した額 (1)・(2) (略)			

改正前			改正後		
68の5 譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 6,000円	68の5 譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく同法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 6,000円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の橿原市手数料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定、変更の認定及び容積率の特例許可に係る整備が行われたため、これらに係る手数料

を規定する等、所要の改正を行うもの

議第70号

檀原市景観条例の一部改正について

檀原市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月6日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市景観条例の一部を改正する条例

檀原市景観条例（平成18年檀原市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第2章 景観形成施策等（第9条～ <u>第13条</u> ）	第2章 景観形成施策等（第9条～ <u>第14条</u> ）
第3章 景観法の施行に関する事項（ <u>第14条</u> ～ <u>第19条</u> ）	第3章 景観法の施行に関する事項（ <u>第15条</u> ～ <u>第20条</u> ）
第4章 景観形成の推進（ <u>第20条</u> ～ <u>第25条</u> ）	第4章 景観形成の推進（ <u>第21条</u> ～ <u>第26条</u> ）
第5章 雑則（ <u>第26条</u> ・ <u>第27条</u> ）	第5章 雑則（ <u>第27条</u> ・ <u>第28条</u> ） <u>（沿道景観保全地区の指定等）</u>
	<u>第11条 市長は、良好な沿道景観を保全するため、一定の区域を沿道景観保全地区として指定することができる。</u>
	<u>2 市長は、沿道景観保全地区を指定しようとするときは、当該地区の沿道景観保全計画を定めなければならない。</u>
	<u>3 沿道景観保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</u>
	<u>（1） 沿道景観保全地区内における景観形成に関する方針</u>
	<u>（2） 沿道景観保全地区内における景観形成のための行為の制限に関する事項で、建</u>

改正前	改正後
<p>(景観形成推進地区の指定等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(景観形成事業の推進)</p> <p>第12条 市長は、眺望保全地区及び景観形成推進地区において、公共施設の整備又は改善その他の景観形成に資する事業を積極的に推進するものとする。</p> <p>(景観計画への規定)</p> <p>第13条 市長は、眺望保全地区又は景観形成推進地区を指定したときは、法第8条の規定による景観計画（以下「景観計画」という。）にこれらを定めることができる。</p> <p>(景観計画区域内において届出が必要なその他の行為)</p> <p>第14条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第4号に掲げる行為で、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 眺望保全地区の周辺景観保全エリア 当該行為の用に供する土地の面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 一般地区（景観計画区域の眺望保全地区以外の地区をいう。以下同じ。）及び眺望保全地区の遠望景観保全エリア 当該行為の用に供する土地の面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>第15条～第27条 (略)</p>	<p><u>建築物又は工作物の高さの最高限度及び形態意匠の制限等に係る基準</u></p> <p>(3) <u>その他沿道景観保全地区における景観形成に必要な事項</u></p> <p>(景観形成推進地区の指定等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(景観形成事業の推進)</p> <p>第13条 市長は、眺望保全地区、<u>沿道景観保全地区</u>及び景観形成推進地区において、公共施設の整備又は改善その他の景観形成に資する事業を積極的に推進するものとする。</p> <p>(景観計画への規定)</p> <p>第14条 市長は、眺望保全地区、<u>沿道景観保全地区</u>又は景観形成推進地区を指定したときは、法第8条の規定による景観計画（以下「景観計画」という。）にこれらを定めることができる。</p> <p>(景観計画区域内において届出が必要なその他の行為)</p> <p>第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第4号に掲げる行為で、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 眺望保全地区の周辺景観保全エリア<u>及び沿道景観保全地区</u> 当該行為の用に供する土地の面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 一般地区（景観計画区域の眺望保全地区<u>及び沿道景観保全地区</u>以外の地区をいう。以下同じ。）及び眺望保全地区の遠望景観保全エリア 当該行為の用に供する土地の面積が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>第16条～第28条 (略)</p>

改正前		改正後	
別表（第18条関係）		別表（第19条関係）	
地区	行為	地区	行為
眺望保全地区の周辺 景観保全エリア	1～5（略）	眺望保全地区の周辺 景観保全エリア及び 沿道景観保全地区	1～5（略）
一般地区及び眺望保 全地区の遠望景観保 全エリア	1・2（略） 3 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次に掲げるものを除いたもの （1）～（8）（略） （9）高さ10メートル以上の通信用アンテナ、太陽光発電施設その他これらに類するもの （10）～（13）（略） 4・5（略）	一般地区及び眺望保 全地区の遠望景観保 全エリア	1・2（略） 3 工作物の新設、増築、改築又は移転で、次に掲げるものを除いたもの （1）～（8）（略） （9）高さ10メートル以上又は行為地の面積1,000平方メートル以上の通信用アンテナ、太陽光発電施設その他これらに類するもの （10）～（13）（略） 4・5（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の檀原市景観条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手された行為については、なお従前の例による。

理由 郊外の幹線道路沿道の自然景観の維持及び保全を図るため、沿道周辺を沿道景観保全地区として指定すること等に伴い、所要の改正を行うもの